

議案第 号

工事請負契約締結の件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

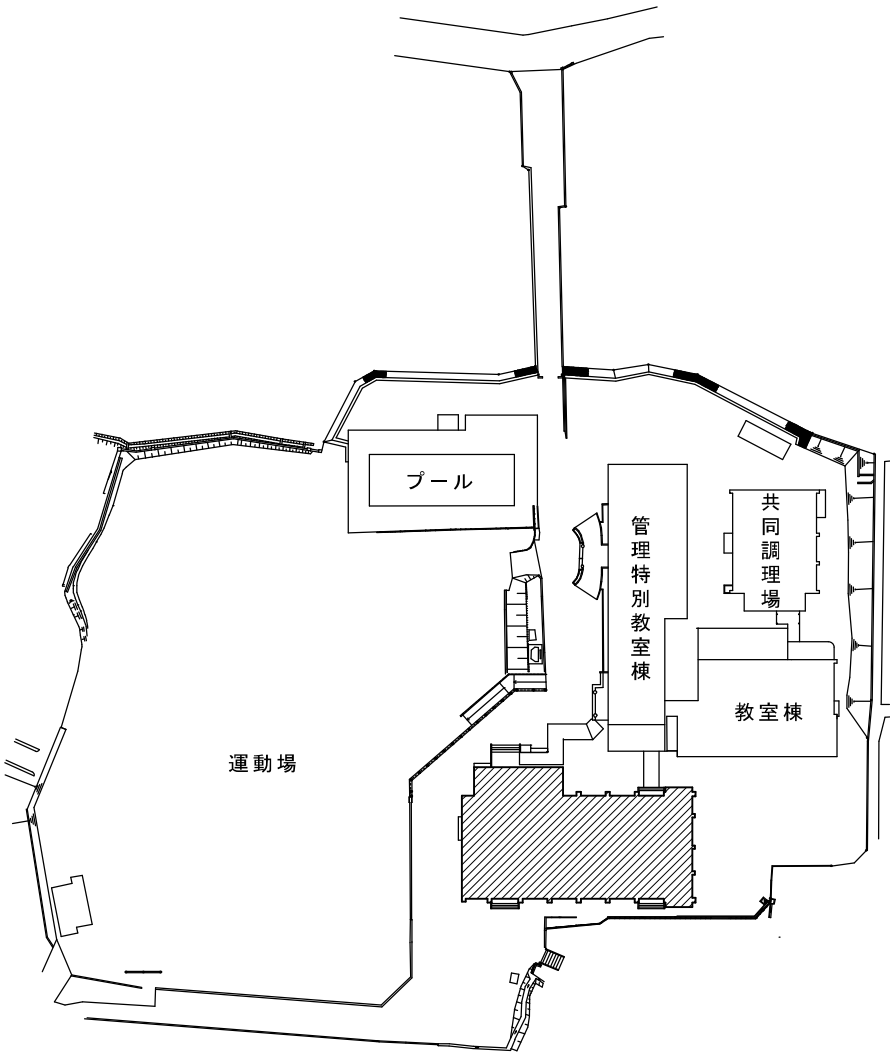
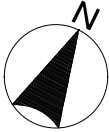
平成30年12月 日提出

宇部市長 久保田 后子

記

- 1 工 事 名 二俣瀬小学校屋内運動場改築（建築主体）工事
- 2 工 事 場 所 宇部市大字車地字市原36番地
- 3 請 負 金 額 一金 262,062,000円也
（うち消費税額及び地方消費税額 19,412,000円）
- 4 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 5 工 事 の 概 要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て
延べ面積 791.07㎡
- 6 契 約 の 相 手 方 不 動 ・ 林 共 同 企 業 体
代表者 宇部市西平原四丁目3番15号
不動建設株式会社
代表取締役 石 田 成 嗣
宇部市松島町6番10号
株式会社林工務店
代表取締役 林 博 雄

議案第 号参考図



凡	例
	工事箇所

配置図
S=1:1,200



平面図 S: 1/250

延面積 791.07 m²

議案第 号

工事請負契約締結の件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

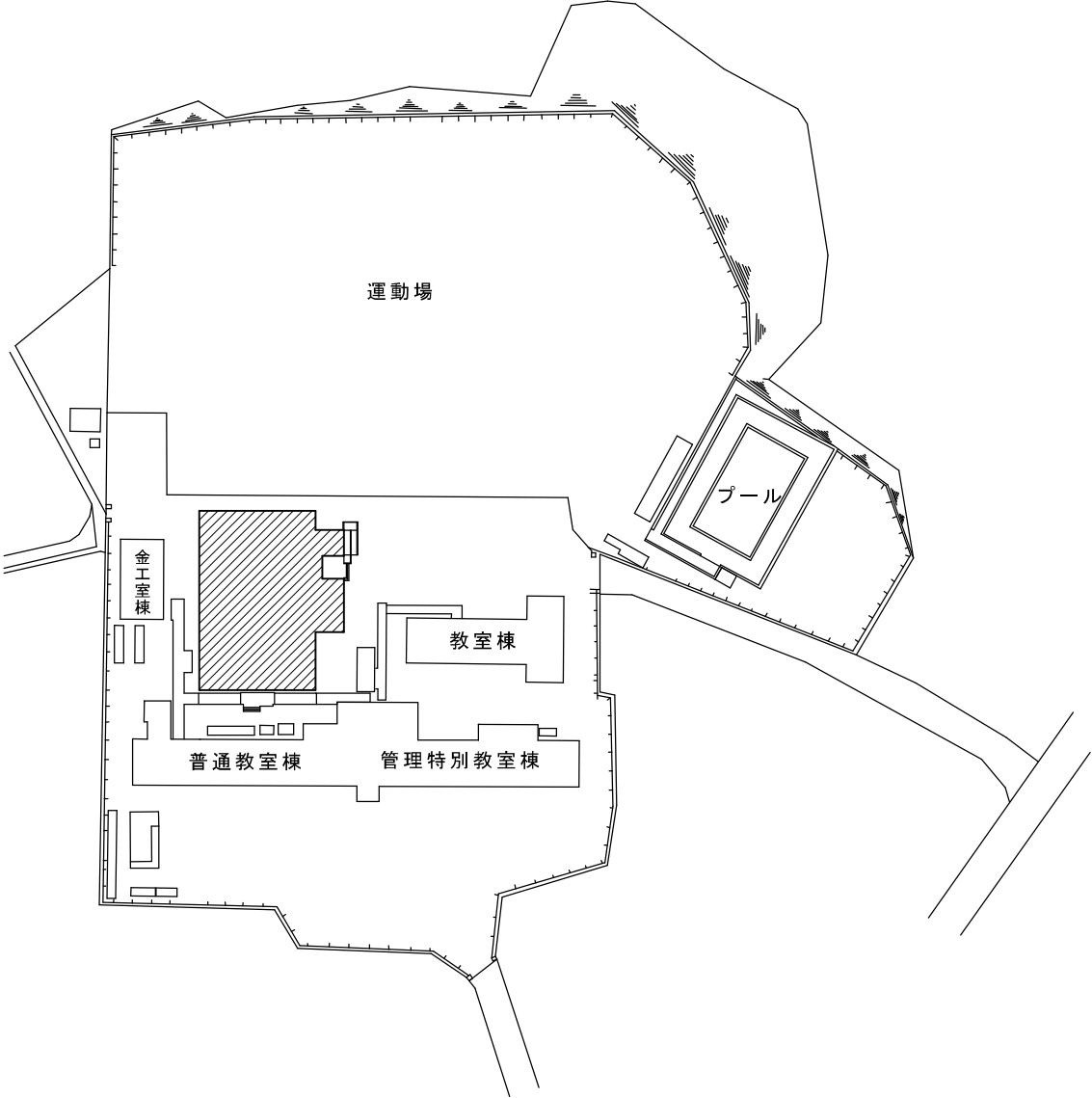
平成30年12月 日提出

宇部市長 久保田 后子

記

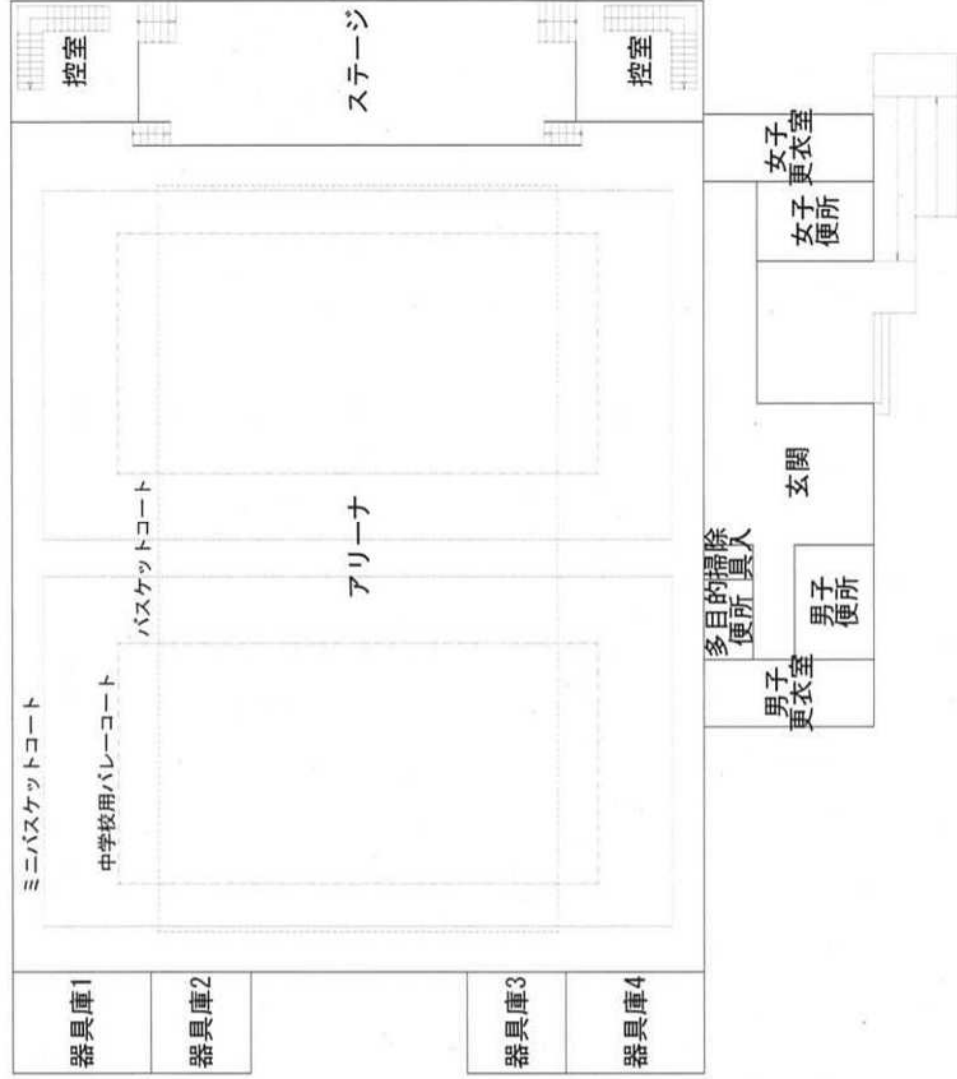
- 1 工 事 名 東岐波中学校屋内運動場改築（建築主体）工事
- 2 工 事 場 所 宇部市大字東岐波字向山3828番地
- 3 請 負 金 額 一金 358,560,000円也
（うち消費税額及び地方消費税額 26,560,000円）
- 4 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 5 工 事 の 概 要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て
延べ面積 1,137.91㎡
- 6 契 約 の 相 手 方 早川・今田共同企業体
代表者 宇部市北琴芝二丁目9番3号
株式会社早川組
代表取締役 伊 藤 富 士 樹
宇部市助田町1番37号
株式会社今田工務店
代表取締役 今 田 忍 武

議案第 号参考図



凡	例
	工事箇所

配置図
S=1:1,500



平面図 S:1/250

延面積 1,137.91 m²

教育委員会の事務の点検及び評価について（平成29年度事業）

平成30年11月

宇部市教育委員会

1 はじめに

近年の社会情勢の変化に伴う、国際化、情報化、少子高齢化の中で、教育委員会には、地域に根差した活力ある教育行政を推進していくとともに、学校教育の充実をはじめとし、青少年の健全育成、生涯学習の振興など、子どもたちの将来を見据えながら様々な施策を着実に推進していく責務があります。

このような状況の中、平成20年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）の一部改正において、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが定められました。

本報告書は、地教行法第26条の規定に基づき、平成29年度に宇部市教育委員会が実施した主要な事業について、学識経験者の知見を活用した点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を行い報告するものです。

宇部市教育委員会では、今回の点検及び評価の結果を今後の事業施策に反映していくことで、本市の教育行政の総合的かつ効果的な事業展開を図るとともに、学校・家庭・地域そして行政がそれぞれの役割を担いながら、より一層連携していくことで、市民への説明責任を果たしていきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 教育委員会における事務の点検及び評価について

(1) 点検及び評価の事業項目について

今回の点検及び評価については、「宇部市教育振興基本計画」に掲げる4つの基本目標「学び合い」を通して、生きる力を育みます」、「宇部の精神（こころ）を引き継ぎ、未来に羽ばたく人材を育成します」、「安心・安全なまち宇部として、質の高い教育環境を実現します」、「共存同栄、協同一致の精神（こころ）で、人と人々が支え合う地域社会を実現します」に基づき、教育委員会事務局の各課等が実施している58事業を対象として実施しました。

【基本目標 1】 「学び合い」を通して、生きる力を育みます」

- (1) 学びの創造推進事業（学校教育課）
- (2) 「家庭学習定着プログラム」活用事業（ 〃 ）
- (3) ICT活用教育支援事業（ 〃 ）
- (4) 図書館等学習室設置事業（ 〃 ）
- (5) 読書活動の充実（学校図書館等支援員の配置）（ 〃 ）
- (6) 教職員研修の充実（ 〃 ）
- (7) 道徳教育の充実（ 〃 ）
- (8) 体験活動の推進（ 〃 ）
- (9) 読書活動推進事業（総務課・学校教育課）
- (10) 学校人権教育推進事業（人権教育課）
- (11) 体力向上に向けての取組及び健康教育の推進（学校教育課）
- (12) 中学校の武道指導における支援事業（ 〃 ）
- (13) 学校給食地産地消推進事業（学校給食課）
- (14) 幼保小連携教育事業（学校教育課）
- (15) 小中一貫教育の推進（ 〃 ）
- (16) 小学校教科担任制の推進（ 〃 ）
- (17) 特別支援教育推進事業（教育支援課〔特別支援教育推進室〕）

- (18) 通級指導教室推進事業（ 〃 ）
- (19) 特別支援教育連携事業（ 〃 ）
- (20) 特別支援教育サポート事業（ 〃 ）
- (21) 学校安心支援運営事業（教育支援課〔学校安心支援室〕）
- (22) 学校安心支援活動事業（ 〃 ）
- (23) ふれあい適応教室活動事業（ 〃 ）
- (24) 省エネ等、環境教育推進事業（学校教育課）
- (25) 自然体験型環境教育推進事業（ 〃 ）
- (26) エコスクール推進整備事業（施設課）
- (27) 食品廃棄物リサイクル推進事業（学校給食課）
- (28) 防災教育推進事業（学校教育課）

【基本目標 2】 「宇部の精神（こころ）を引き継ぎ、未来に羽ばたく人材を育成します」

- (29) ふるさと学習副読本作成事業（学校教育課）
- (30) 宇部の精神（こころ）を知る事業（ 〃 ）
- (31) 伝統文化推進事業（ 〃 ）
- (32) 英語教育支援事業（ 〃 ）
- (33) キャリア教育の推進（ 〃 ）
- (34) 文化財保護事業（学びの森くすのき・地域文化交流課）
- (35) 文化財活用推進事業（ 〃 ）
- (36) 学びの森くすのき運営事業（ 〃 ）

【基本目標 3】 「安心・安全なまち宇部として、質の高い教育環境を実現します」

- (37) 小学校施設耐震化事業（施設課）
- (38) 中学校施設耐震化事業（ 〃 ）

- (39) 通学路の安全対策（学校教育課）
- (40) 学校給食施設整備事業（学校給食課）
- (41) 小中学校適正配置の推進（学校教育課）
- (42) 特認校就学制度の活用（ 〃 ）
- (43) 私立学校等教育振興事業（総務課）
- (44) 就学援助事業（ 〃 ）
- (45) 幼稚園就園奨励事業（学校教育課）
- (46) 奨学金給付事業（総務課）
- (47) ふれあい運動推進事業（教育支援課〔学校安心支援室〕）
- (48) 子どものスポーツ活動支援事業（学校教育課）

【基本目標 4】

「共存同栄、協同一致の精神（こころ）で、人と人々が支え合う地域社会を実現します」

- (49) コミュニティ・スクールの推進（学校教育課）
- (50) 学校教育活動支援ボランティア事業（コミュニティスクール推進課〔社会教育課〕）
- (51) うべ協育ネット推進事業（ 〃 ）
- (52) 家庭教育学級推進事業（ 〃 ）
- (53) 放課後子ども教室推進事業（ 〃 ）
- (54) 社会人権教育推進事業（人権教育課）
- (55) ふれあいセンターにおける学習活動の推進（コミュニティスクール推進課〔社会教育課〕）
- (56) 天文教育推進事業（ 〃 ）
- (57) 図書館運営事業（図書館）
- (58) 子どもの読書活動推進事業（ 〃 ）

(2) 点検及び評価の実施について

点検及び評価の実施については、上記(1)で対象とした58事業の「当初目標」、「決算額」、「取組結果」等に基づき、事業毎に定めた「成果指標」に対する達成度について教育委員会が自己評価を行い、その後、評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する「大学関係者」、「PTA関係者」、「生涯学習関係者」、「社会教育関係者」に依頼して、2回の会議を開催し、対象事業の取組結果等の説明を行い、意見を聴取しました。

(3) 評価方法について

評価の方法については、58の対象事業の結果を客観的に判断するため、事業毎に当初目標に対する取組結果を成果指標に基づき検証し、次の4段階評価としました。

- A：目標が達成できた。
- B：目標がほとんど達成できた。
- C：目標が一部しか達成できなかった。
- D：目標が達成できなかった。

(4) 点検・評価調書について

別紙のとおり。

(5) 学識経験者の知見について

今回の点検及び評価にあたり、学識経験者4名から聴取した意見等の概要については、次のとおりです。

① 点検及び評価の全般について

- ・学習指導要領の改訂に伴い、新しい取組が入っている。数値目標が設定してありエビデンスを踏まえている。
- ・単年度の目標に対して評価Aが67%、評価Bが28%であり、あわせて95%となっており評価できる。
- ・毎年PDCAサイクルによって事業の検証を行うことにより、事業が改善され、成果も着実に上がっている
- ・外部評価を導入し、より客観的な評価を得て、市民のニーズを的確に捉えることが必要であり、そうすることで、より開かれた教育委員会となって信頼と期待が高まると思う。

- ・長年継続している事業で効果の上がないものについては、スクラップを行い、新規あるいは拡大事業を期待する。
- ・各課の連携や、市長部局、関係機関との連携が増してきており、4つの基本目標の実現に取り組む姿勢が感じられる。
- ・58事業中55事業がB評価以上となっており、取組が適切なものであると考えられるが、C以下の評価がついている事業については、目標に対する取り組みが不十分なのか、それとも目標設定が不適切なのか精査する必要がある。
- ・ほとんどの事業がA評価であるが、結果が出ていないものについて、PTAなどとの連携を強化する必要があると思う。目標に対し結果が十分でないものは、検討が必要である。

② 事業毎の意見等について

- ・「No.2「家庭学習定着プログラム」活用事業」について、全国平均と比較してB評価ということであるが、点数の高い県は、授業中に練習をさせており、同条件での比較にはならないので、極端に悪くなければそれほど気にする必要はないと思う。
- ・「No.11 体力向上に向けての取組及び健康教育の推進」について、ゲームやスマートフォン使用の低年齢化が進んでいるので、家族や地域が一緒になって取組み、さらに幼稚園や保育園にもノーメディアデーを拡大して欲しい。
- ・「No.12 中学校の武道指導における支援事業」で柔道を採用しているが、柔道は事故が起きた場合特に重大な事態になることがあるので、指導者研修を充実させ、慎重に実施して欲しい。
- ・「No.15 小中一貫教育の推進」について、基礎学力をつけるということでは小中一貫教育は有効であるが、基礎学力を上回る力をつけるためには、中高一貫教育を選択するケースもあると思うので、こうした選択肢を確保して欲しい。
- ・「No.22 学校安心支援活動事業」について、登校することがベストであるのか、学校以外の他の場所でなら、学ぶ意欲のある子どももいるので、そうした子どもにも配慮して欲しい。
- ・「No.23 ふれあい適応教室活動事業」について、不登校の児童生徒が横ばいとなっているが、近年の人口減少に伴い児童生徒数が減少していることを踏まえると、不登校児童生徒は増加しているように感じる。今までの取組はもちろん新たな取組を進めていただきたい。
- ・「No.28 防災教育推進事業」危機管理マニュアルにハザードマップを加えるように指導していくと記載されているが、ハザードマップを作成するにあたり、子どもも参加できる授業として取り組んでいけば、子どもの認識も高まるのではないかと。
- ・「No.30 宇部の精神(こころ)を知る事業」について、教員が宇部の精神(こころ)を伝えられるよう、研修に力を入れているが、宇部の精神(こころ)を引き継ぎ、未来に羽ばたく人材を育成するためには、これに力点を置いて進めてほしい。

- ・「No.37, 38 小中学校施設耐震化事業」について、施設の耐震化を進め、また、災害時における地域住民の避難場所としての活用も進められているが、校舎や体育館の建替や補強工事に合わせて、トイレの洋式化も進めていることを記載した方が良い。
- ・「No.39 通学路の安全対策」について、今回 49 か所の安全点検を行い改善されたということだが、一人で登校する子どもも多いので、今後もこの活動を続けて欲しい。
- ・「No.39 通学路の安全対策」について、通学路の安全対策は重要な課題だと考えられる。学校だけでなく、地域からも危険箇所の報告を受け、すべての箇所を点検し改善していくことを継続して欲しい。
- ・「No.41 小中学校適正配置の推進」について、平成 32 年度からスタートする小中一貫教育を視野に入れて、時代の変化に対応した素晴らしい事業だと思う。学力向上や、生徒指導の面でも効果が期待できる。学校の統合や校区の捉え方は、地域の関係で非常に難しいと思う。過去のいきさつや思いもあるのでねばり強く様々な方向から検討されたと思うが、引き続き努力して欲しい。
- ・「No.42 特認校就学制度の活用」について、通学の不便さが障害となっていることを聞くので、通学方法の検討をお願いします。
- ・「No.47 ふれあい運動推進事業」について、万引きについて、検挙補導がなされていない案件が多いように思う。そのような数を含め、万引きゼロを実現するためにも、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって子どもたちの規範意識の向上を図る必要があると思う。
- ・「No.49 コミュニティ・スクールの推進」について、地域と連携した行事が進められており、土日に行われる行事が増えてきている。土日行事となると、月曜日に休みが振替となり、月曜日の時間割に影響が出ていると感じている。振替曜日を検討してはどうか。
- ・「No.52 家庭教育学級推進事業」について、家庭教育学級の内容を充実するためには、新たな事業の展開と、家庭教育アドバイザーや、家庭と地域をつなぐコーディネーターの育成が大事だと思う。

(6) 今後の取組等について

今回の点検及び評価において、学識経験者からいただいた多くのご意見に基づいて、各事業の更なる改善を図ります。

宇部市教育委員会では、「宇部市教育振興基本計画」を策定し、各事業ごとに設定した数値による成果指標に基づいて、点検及び評価を行うとともに、学識経験者の知見等を活用しながら、市の教育行政がこれまで以上に充実するよう取り組んでいきます。

今後も、「宇部市教育振興基本計画」に基づいた事業を着実に推進していくため、引き続き、地教行法第 26 条に基づく点検及び評価を実施し、その結果を施策の展開に反映させながら、本市教育行政の効果的かつ継続的な推進を図っていきます。